

# 広域大和斎場組合議会本会議 会 議 録

平成29年第1回定例会（2月8日）

## 広域大和斎場組合議会議事録目次

2月8日（水）

開	会	4
会議録署名議員の指名		4
会期の決定		4
議案の上程・質疑・討論・採決		4
議案第1号	広域大和斎場組合職員の育児休業等に関する条例及び広域大和斎場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第2号	広域大和斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第3号	平成29年度広域大和斎場組合会計予算	7
閉	会	9

## 平成29年広域大和齋場組合議会第1回定例会会期日程

日次	月日	曜日	開会時刻	摘 要
第1日	2月8日	水	午前10時	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程 説明・質疑・討論・採決

### 1. 本日の出席議員

1 番	二 見 健 介 君
2 番	吉 澤 弘 君
3 番	大 波 修 二 君
4 番	永 井 浩 介 君
5 番	安 海 のぞみ 君
6 番	池 田 徳 晴 君
7 番	武 藤 俊 宏 君
8 番	佐 竹 百 里 君
9 番	青 木 正 始 君
10 番	宮 応 扶美子 君
11 番	菊 地 弘 君
12 番	佐々木 弘 君
13 番	森 下 賢 人 君
14 番	京 免 康 彦 君
15 番	青 柳 慎 君

### 2. 本日の欠席議員

な し

### 3. 本日の組合側出席者

管 理 者	大 木	哲 君
副 管 理 者	遠 藤	三 紀 夫 君
〃	内 野	優 君
〃	古 塩	政 由 君
事 務 局 長	北 島	次 郎 君
事 務 局 次 長	濱 島	明 生 君
総 務 係 長	長 島	健 二 君
施 設 管 理 係 長	伊 藤	正 樹 君

### 4. 本日の議会職員出席者

書 記 長	齋 藤 道 子
速 記 士	澤速記事務所（藤倉純子）

### 本日の議事日程

○平成29年広域大和齋場組合議会第1回定例会

○平成29年2月8日 午前10時開議

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3 議案第1号	広域大和齋場組合職員の育児休業等に関する条例及び広域大和齋場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第2号	広域大和齋場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第3号	平成29年度広域大和齋場組合会計予算

### 本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名	
会期の決定	
議案第1号	広域大和齋場組合職員の育児休業等に関する条例及び広域大和齋場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第2号	広域大和齋場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第3号	平成29年度広域大和齋場組合会計予算

午前10時35分 開会

○議長（森下賢人君） ただいま出席議員は15人で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成29年広域大和斎場組合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

○

○議長（森下賢人君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、議長において、3番、大波修二議員、9番、青木正始議員を指名いたします。

○

○議長（森下賢人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は本日1日と決したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森下賢人君） 御異議なしと認めます。よって今期定例会の会期は本日1日と決しました。

○

○議長（森下賢人君） 日程第3、議案第1号、広域大和斎場組合職員の育児休業等に関する条例及び広域大和斎場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について並びに日程第4、議案第2号、広域大和斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題に供します。

直ちに提案理由の説明を求めます。――管理者。

〔管理者（大木 哲君） 登壇〕

○管理者（大木 哲君） ただいま議題となりました付議事件につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第1号、広域大和斎場組合職員の育児休業等に関する条例及び広域大和斎場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第2号、広域大和斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、国家公務員の給与改定に準じ、本組合職員の扶養手当についての改定、その他所要の改正を行うものでございます。

以上をもちまして提案理由の説明を終わりますが、細部につきましては事務局から説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森下賢人君） 続いて、補足説明を求めます。――事務局長。

〔事務局長（北島次郎君） 登壇〕

○事務局長（北島次郎君） それでは、補足の説明をいたします。

まず、議案第1号、広域大和斎場組合職員の育児休業等に関する条例及び広域大和斎場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。

第1条につきましては、広域大和斎場組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年広域大和斎場

組合条例第1号)の一部を改正するものでございます。

「第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。」とあるのは、改正後の育児休業法第2条第1項は、育児休業等に係る子の対象となる範囲について、特別養子縁組の観護中の子及び養子縁組里親である職員に委託されている子並びにその他これらに準ずる者として条例で定める者が新たに規定されました。

第2条の2の改正規定は、これを受け、準ずる者として条例で定める者について養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者と規定するものでございます。

第3条第1号は条文の整備を、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ第1号の次に次の1号を加える改正規定は、子の範囲の拡大に伴い、再度の育児休業等ができる特別の事情として、特別養子縁組の成立に係る家事審判事件の終了(特別養子縁組が成立しなかった場合)等を追加するものでございます。

議案書の3ページをごらんください。

第11条第1号は条文の整備を、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ第1号の次に次の1号を加える改正規定は、子の範囲の拡大に伴い、育児短時間勤務終了後1年を経過しないで育児短時間勤務ができる特別の事情として、特別養子縁組の成立に係る家事審判事件の終了(特別養子縁組が成立しなかった場合)等を追加するものでございます。

第12条の改正規定は、広域大和斎場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例に対し、略称規定を置くものでございます。

第20条の改正規定は、部分休業において、介護時間または育児時間を同日に取得する場合には、その合計時間を2時間までの範囲内とするよう定めるものでございます。

第2条につきましては、広域大和斎場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年広域大和斎場組合条例第1号)の一部を改正するものでございます。

第7条の2第1項の改正規定は、育児休業法及び育児休業条例の改正に伴い、育児を行う職員の早出遅出勤務の対象となる範囲について、特別養子縁組の監護期間中の子等を追加するものでございます。

第7条の2第2項の規定は、要介護者を介護する職員について、前項の規定を準用するものでございます。

議案書の4ページをごらんください。

第7条の3第4項の改正規定は、要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならないものとする制度を新設するもので、育児のための時間外勤務の免除制度に係る規定を介護のための同制度に読みかえて規定するものでございます。

第7条の4第1項の改正規定は、同条中の広域大和斎場組合一般職の職員の給与に関する条例に対し、略称規定を置くものでございます。

第10条の改正規定は、「介護時間」が新設されたことに伴い、条文の整備を行うものでございます。

第14条第1項及び第2項の改正規定は、現行の介護休暇は、一の継続する要介護状態ごとに、連続する6月を超えない期間内で取得できる制度であります。これを職員の申し出に基づき、6月を超えない範囲内で3回まで指定することを可能とするよう改正するものでございます。

第14条に次の1条を加える改正規定は、介護のために1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相

当である場合の休暇として、「介護時間」を新設するもので、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得が可能とするものでございます。

議案書の5ページをごらんください。

第16条の改正規定は、「介護時間」が新設されたことに伴い、条文の整備を行うものでございます。

附則第1項は、この条例の施行日を定めるものでございます。

附則第2項は、施行日に介護休暇の連続する6月の期間内にある職員については、残余の期間を施行日以後に分割して取得できるように定めるものでございます。

次に、議案第2号、広域大和斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の8ページをごらんください。

第10条の改正規定は、勤務時間、休暇等に関する条例第14条の2に新たに介護時間が設けられたことによる給与の減額について定めるものでございます。

第11条第2項第2号中の改正規定は、現行は22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と孫は、扶養手当につきましては同額を支給しておりましたが、支給額に差を設けるため、現行の号の規定を変更し、第3号として孫の規定を設けることとしたものでございます。

第11条第3項の改正規定は、配偶者の扶養手当額を他の扶養親族1人当たりについての手当額と同額の6500円に、子については1人につき1万円に改定し、あわせて配偶者のない場合の1人目の扶養親族に係る手当額の特例を廃止するものでございます。

第12条は、扶養手当に係る届け出等を定めるものですが、前条の改正により、配偶者のない場合の1人目の扶養親族に係る手当額の特例が廃止されたことに伴い、第12条第1項第3号及び第4号並びに同条第4項中の当該特例について定める規定を削除するものでございます。

続きまして、附則第1項につきましては、この条例の施行の日を定めるものでございます。

第2項につきましては、扶養手当額の改正等に伴う経過措置として、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、手当額及び届け出等の特例を継続させるため、第11条第3項及び第12条に係る読みかえ規定を定めるものでございます。内容としましては、第11条第3項中の手当額について、配偶者については1万円、子については1人につき8000円、当該職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については1万円、その他の扶養親族については1人につき6500円、当該職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9000円を支給することとするものでございます。

また、第12条の扶養手当の届け出等については、平成29年度中は配偶者のない場合の1人目の扶養親族に係る手当額の特例が引き続きあるため、同特例に関連する届け出等を改正前と同様に取り扱うこととする読みかえを行うものでございます。

以上で補足の説明を終了させていただきます。

○議長（森下賢人君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第1号外1件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森下賢人君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を経て採決してまいります。

日程第3、議案第1号、広域大和斎場組合職員の育児休業等に関する条例及び広域大和斎場組合一

般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森下賢人君) 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森下賢人君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号、広域大和斎場組合職員の育児休業等に関する条例及び広域大和斎場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[全員起立]

○議長(森下賢人君) 起立全員であります。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(森下賢人君) 日程第4、議案第2号、広域大和斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森下賢人君) 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森下賢人君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号、広域大和斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[全員起立]

○議長(森下賢人君) 起立全員であります。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(森下賢人君) 日程第5、議案第3号、平成29年度広域大和斎場組合会計予算を議題に供します。

直ちに提案理由の説明を求めます。——管理者。

[管理者(大木 哲君) 登壇]

○管理者(大木 哲君) ただいま議題となりました議案第3号、平成29年度広域大和斎場組合会計予算でございますが、予算書の第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4038万円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算に示すとおりでございます。第2条は地方債について定めたものでありまして、目的、限度額、起債の方法などについて、第2表、地方債によるものとしたものでございます。続きまして、第3条は一時借入金の最高借入限度額を1億8000万円と定めるものでございます。

以上をもちまして提案理由の説明を終わりますが、細部につきましては事務局から説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森下賢人君) 続いて、補足説明を求めます。——事務局長。

[事務局長(北島次郎君) 登壇]

○事務局長(北島次郎君) 議案第3号、平成29年度広域大和斎場組合会計予算につきまして補足の

説明をいたします。

予算書の8ページ、9ページをお開き願います。

歳入についてですが、1款負担金の本年度予算額は2億1333万1000円で、前年度と比較しますと4728万7000円の減でございます。

次に、2款使用料の本年度予算額は1億1541万9000円で、前年度と比較しますと32万7000円の増でございます。

次に、3款県支出金の本年度予算額は1500万円で、前年度と比較しまして1177万1000円の増でございます。

続きまして、4款繰越金の本年度予算額は3600万円でございます。

次に、5款諸収入の本年度予算額は3万円でございます。

次に、6款組合債でございますが、本年度新たに計上したもので、1億6060万円で、火葬棟改修事業に伴う起債でございます。

以上、本年度の歳入予算額の合計は5億4038万円で、前年度と比較しまして1億3640万円の増でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。

1款議会費の本年度予算額は152万7000円でございます。

次に、2款総務費の本年度予算額は5億3749万9000円で、前年度と比較しまして1億3634万4000円の増でございます。

それでは、1項総務管理費3億5556万9000円について、説明欄に掲げる事業コード別に御説明いたします。

01職員給与費は、特別職の給料並びに一般職の給料、職員手当及び共済費でございます。

続きまして、02事務管理経費は、派遣職員の給与費負担金及び事務の執行に係る経費でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

03施設管理運営経費のうち01火葬棟管理運営経費は、火葬棟の経常的な管理運営経費や保全、効用の増加等を図るための経費を計上しております。火葬棟改修工事設計業務委託の委託料の減額により、前年度と比較しまして約500万円の減でございます。

次に、02式場棟管理運営経費は、式場棟の経常的な管理運営経費や保全、効用の増加等を図るための経費を計上しておりますが、工事費用の減額に伴い、前年度と比較しまして約100万円の減でございます。

続きまして、03その他の施設管理運営経費は、火葬棟及び式場棟の両施設に係る経費並びに両施設以外の施設に係る経費でございます。委託料及び工事請負費の減額により、約1800万円の減でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。

2項監査委員費は、例月出納検査等に係る委員報酬でございます。

次に、3項建設費は、火葬棟改修事業経費1億8180万2000円で、火葬棟の待合室の増設等を行うため計上したものでございます。

続きまして、3款予備費は、本年度予算額135万4000円でございます。

以上、本年度の歳出予算額の合計は5億4038万円で、前年度と比較しまして1億3640万円の増でございます。

以上で補足の説明を終わらせていただきます。

○議長（森下賢人君） 以上で提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森下賢人君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
まず、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森下賢人君） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森下賢人君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより議案第3号、平成29年度広域大和斎場組合会計予算を採決いたします。  
本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（森下賢人君） 起立全員であります。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（森下賢人君） 以上をもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
よって平成29年広域大和斎場組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午前10時59分 閉会

上記会議のてんまつを記し、その相違ないことを証するために署名する。

広域大和斎場組合議会

議 長 森 下 賢 人

署名議員 大 波 修 二

〃 青 木 正 始